

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第1号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第26条の3第1項中「第1号に掲げる寄附金」を「法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この条において「特例控除対象寄附金」という。）」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に改め、同条第2項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

附則第5条の5中「同条第1項第1号に掲げる寄附金」を「法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改める。

附則第5条の7中「第26条の3第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに」を「第26条の3第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「以下この条」とあるのは「租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。以下この条」と、」に、「掲げ

る寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」に、「附則第4条の6第1項の規定」を「で定めるところ」に改める。

附則第6条の2第1項中「第26条の3第1項第1号に掲げる寄附金」を「法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」に、「都道府県、市町村又は特別区の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項中「都道府県、市町村又は特別区の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第6条の3第1項中「第26条の3第1項第1号に掲げる寄附金」を「法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第26条の3並びに附則第5条の5、第5条の7及び第6条の3の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和元年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例第26条の3並びに附則第5条の5、第5条の7及び第6条の3第1項の規定の適用については、令和2年度分の個人の道民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条の3第1項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金
第26条の3第2項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）の

		額			定する申告特例通知書の送付
附則第5条の5	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第26条の3第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）の額		4	新条例附則第6条の2の規定は、道民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、道民税の所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の北海道税条例第26条の3第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。
附則第5条の7	「以下この条	「支出したものに限る。）			
	租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。以下この条」と、	支出したものに限る。）（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうちこれらの寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、同条第2項及び			
	とする	と、「限る。）」とあるのは「限り、租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする			
附則第6条の3第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は第26条の3第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）			
	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の法附則第7条第5項の規定による同条第1項に規			